

貨物概要

数種類の香気性物質とコーン油等を混合したもの。食品添加用の香料として使用される。

(成分割合)

芳香族アルデヒド類 ^(*) 約 0.5%	天然アカシアガム	約 30%
芳香族アルコール類 ^(*) 約 0.1%	コーン油	約 25%
芳香族エステル類 ^(*) 約 3.0%	水	約 40%
脂肪酸エステル類 ^(*) 約 1.5%		

^(*)印は、関税率表第 33 類注 2 に規定する「香気性物質」に該当するもの

分類

関税率表第 3302.10 号 - 2 (統計番号 3302.10-210) の食品工業において使用する香気性物質をもととした混合物

分類理由

食品添加用の香料として使用されるもので、食品工業の原料として使用する種類の香気性物質の混合物であることから、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります (関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属 (分類) となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)